

健康 ニュース

臨時号 (R7.2.25)

今回は臨時号として、令和7年度健康保険料率についてお届けします。

令和7年度の協会けんぽ長野支部の健康保険料率は下記のとおりに決定いたしました。

【健康保険料率】 9.69%

【介護保険料率】 1.59%

- ・ 40歳未満または65歳以上の方 9.69%
- ・ 40歳以上65歳未満の方 11.28%

※令和7年3月分（4月納付分）からの適用となります。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料から変更になります。

※協会けんぽの健康保険料率は各都道府県支部によって異なります。なお、令和7年度の全国平均健康保険料率は令和6年度に引き続き10.00%です。

健康保険料率は令和6年度の9.55%に比べ引き上げとなりますが、全国で7番目に低い保険料率となります。介護保険料率（全国共通）は令和6年度の1.60%と比べ引き下げとなります。

〈前年度より保険料率が上昇した主な要因〉

① 令和5年度分の長野支部収支精算によるもの → +0.12%

協会けんぽの保険料率は当年度の収支見込に基づいて設定し、実際の収支実績との差額を翌々年度の保険料率への加算または減算により精算する仕組みとなっています。

令和5年度の長野支部は当該差額がマイナスとなり、令和7年度の保険料率に加算されました。

② 全国共通保険料率の上昇によるもの → +0.05%

主に健康診断などの保健事業にかかる費用が上昇したことにより、保険料率に加算されました。

なお、健康保険料率はインセンティブ制度などのその他の要因の加減算を経たうえで決定しています。

◎保険料について詳しく知りたい方はこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/2025hokenryou/>

◎各都道府県の保険料率についてはこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/>